

藤沢市妊婦のための支援給付事業実施要綱

令和7年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく妊婦支援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関して、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）並びに子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）に定めるもののほか、実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「妊婦等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 産科医療機関等を受診し、胎児心拍を確認したことをもって妊娠が明らかになった妊娠中の者
- (2) 令和7年4月1日以降に出産した者
- (3) 産科医療機関等を受診し、胎児心拍を確認したことをもって妊娠が明らかになった者で、令和7年4月1日以降に流産し、死産し、人工妊娠中絶（以下「流産等」という。）をした者

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、第5条に規定する妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定（以下「妊婦給付認定」という。）の申請時及び第7条に規定する胎児の数の届出時に本市の住民基本台帳に記録されている妊婦等とする。

(給付金の支給内容)

第4条 市長は、妊娠1回につき第6条に規定する妊婦給付認定後に5万円の給付（以下「認定時給付金」という。）を、第7条に規定する胎児の数の届出があった日以降に、胎児の数に5万円を乗じて得た額の給付（以下「届出時給付金」という。）を、それぞれ対象となる妊婦等に行う。

- 2 給付金の支給は、妊婦給付認定を受けた者（以下「妊婦給付認定者」という。）が指定する銀行その他の金融機関に関する当該者の預金又は貯金への振込みとする。ただし、妊婦給付認定者が金融機関に口座を開設できない等の理由により振込みによる支給が困難であると市長が認める場合は、現金で支給する方法とする。

(妊婦給付認定申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、妊婦給付認定申請書(第1号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請し、妊婦給付認定を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、妊婦等が、令和7年3月31日までに本市で妊娠届出を行っており、かつその妊娠を原因として、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱(令和4年12月26日子発1226第1号)別添2第2Iに基づき市区町村から支給される出産応援ギフト(以下「出産応援ギフト」という。)を受けている場合は、妊婦のための支援給付を受ける資格を有すること及び認定を求めることについての申告を行うことにより、申請書の提出を省略することができる。
- 3 前2項に規定する申請及び申告は、妊婦等本人のみができるものとする。

(妊婦給付認定及び認定時給付金の支給)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、妊婦給付認定兼妊婦支援給付金支給に係る決定通知書(第2号様式)により通知するとともに、認定時給付金を支給することが適当であると認める場合は支給するものとする。

- 2 前項に規定する認定時給付金は、次の各号すべてに該当する者に対して行うものとする。
 - (1) 当該妊婦給付認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として、他の市区町村において、妊婦給付認定を受けた際に支給される妊婦支援給付金の支給を受けていない者
 - (2) 当該妊婦給付認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として、出産応援ギフトを受けていない者
- 3 前条第1項の規定による申請において、既に他の市区町村で出産応援ギフトの支給又は妊婦給付認定を受けた際に支給される妊婦支援給付金の支給を受けている申告があった者に対しては、第1項の規定による審査結果を、同項の規定にかかわらず、妊婦給付認定に係る決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(胎児の数の届出)

第7条 妊婦給付認定者又は第5条第2項の規定により妊婦給付認定申請書の提出を省略した者が届出時給付金の支給を受けようとするときは、出産予定日の8週間前の日以降に胎児の数の届出書(第4号様式)に必要書類を添えて、

市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本市への転入や妊娠届出前の流産等により妊婦給付認定申請と同日に胎児の数の届出をする者は、妊婦給付認定申請書兼胎児の数の届出書（第5号様式）により申請等ができるものとする。なお、既に妊婦給付認定を受けている者から、妊婦給付認定申請書兼胎児の数の届出書（第5号様式）の提出があった場合でも、その申請及び届出は有効なものとする。
- 3 前2項に規定する申請及び届出は、妊婦等本人のみができるものとする。

（届出時給付金の支給）

- 第8条 市長は、前条第1項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、妊婦支援給付金支給に係る決定通知書（第6号様式）により通知するとともに、給付をすることが適当であると認める場合には届出時給付金を支給するものとする。
- 2 市長は、前条第2項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、妊婦給付認定兼妊婦支援給付金支給に係る決定通知書（第2号様式）により通知するとともに給付をすることが適当であると認める場合は認定時給付金及び届出時給付金を支給するものとする。
 - 3 前2項に規定する届出時給付金は、次の各号すべてに該当する者に対して行うものとする。
 - （1）令和7年4月1日以降に出産した者又は出産予定日の8週間前の日を経過した者若しくは流産等をした者。
 - （2）当該妊婦給付認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として、他の市区町村から、胎児の数を届け出た際に支給される妊婦支援給付金の支給を受けていない者。
 - 4 第2項に規定する認定時給付金は、第6条第2項の各号すべてに該当する者に対して行うものとする。

（多胎妊娠における特例）

- 第9条 妊婦給付認定又は給付金の支給を受けようとする者のうち、妊婦給付認定の原因となった妊娠において、胎児の数が複数であり、かつ流産等により胎児数が変動した者は、市長が認める方法によりその都度申請又は届出を行うものとする。

（妊婦給付認定の取消し）

- 第10条 市長は、妊婦給付認定者が、その認定が適当ではなくなったことを確

認できたとき又は本市から転出したときは、妊婦給付認定を取り消すものとする。

- 2 前項の規定により妊婦給付認定を取り消したときは、妊婦給付認定取消通知書（第7号様式）により、当該妊婦給付認定者に通知する。ただし、妊婦給付認定者が本市から転出したことにより認定を取り消した場合は、この限りではない。

（医療機関等への確認）

第11条 市長は、第6条及び第8条の規定による妊婦給付認定及び給付金支給の審査を行うに当たり、妊婦等の同意のもと、必要に応じて妊婦等が受診した産科医療機関等に事実の確認を行うものとする。

（申請期限）

第12条 認定時給付金の申請は、産科医療機関等で胎児心拍を確認した日を起算日として2年を経過した日以降は行うことができない。

- 2 妊婦給付認定申請及び届出時給付金の届出は、次の各号に定める日以降は行うことができない。

（1）出産予定日の8週間前（出産予定日8週間前以前に出産した場合は出産日）を起算日として2年を経過した日

（2）流産等をした者は、産科医療機関等により流産等を確認した日を起算日として2年を経過した日

（不当利得の返還）

第13条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した者、又は偽りその他不正の手段により支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めることができる。

（その他）

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。